

来館相談

出張相談

後見、財産管理支援

介護・福祉支援

ご相談は、
お電話でお気軽
お申し込みください。

遺言・相続

精神保健支援

TEL 011-242-4165

虐待対応

その他の高齢者・
障害者支援業務

研修・講師派遣

ホッと ご利用の費用は……

■法律相談（予約制）

【来館相談】 ご相談者の方に、弁護士会館までお越しただいて相談を実施します。
45分 無料 毎週月・水・金曜日 13時30分～15時

【出張相談】 弁護士が、ご相談者のご自宅や、入院、入所先等に伺って相談を実施します。
60分 1万円(税別) (交通費込。ただし、生活保護受給世帯については免除されます。)

【精神保健出張相談】 弁護士が、ご相談者の入院している病院まで伺って相談を実施します。
出張費用・相談費用は、原則無料です。

・札幌市内のみ

・札幌弁護士会管轄の
全ての精神科病院

弁護士費用、裁判費用の立替制度を利用することが可能となる場合があります。

上記の出張相談も、この制度を利用することで、無料となる場合があります。相談時、弁護士
にお問い合わせください。

※立替制度をご利用できるかどうかは、弁護士の判断となりますので、予約時にご回答することはできません。

■ご予約はこちら

札幌弁護士会
高齢者・障害者支援センター



〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目
札幌弁護士会館1F

TEL.011-242-4165

予約日時 月～金(祝日除く)
9:00～12:00、13:00～16:00

地下鉄東西線西11丁目駅4番出口から北に200メートル。
(車いすをご利用の方は1番出口にエレベーターがあります)



電話での相談はこちら

北海道弁護士会連合会 “ホッと”ライン

☎ 011-251-7707

受付日時/毎週月曜日・木曜日(祝祭日を除く) 午後1時～3時
北海道弁護士会連合会が提供している、お電話で法律相談ができるサービスです。

札幌弁護士会
高齢者・障害者支援センター



高齢者・障害者・福祉関係者のみなさま。

困っていることや、心配なことはありませんか。

財産のこと、生活のこと、将来のこと。

弁護士が、法的にお手伝いできるケースかもしれません。

お気軽に、ご連絡ください。

※高齢者・障害者支援センター(=「ホッと」)は、
高齢者・障害者を法的に支援するために設立された、
札幌弁護士会の機関です。



札幌弁護士会

心配なことは
ありませんか?

「ホッと」がおちからになります。

この高齢者・障害者支援センター(=「ホッと」)は、札幌弁護士会に所属する弁護士のうち、高齢者・障害者問題についての研修を受けた弁護士による高齢者・障害者の方々を支援するための組織です。「ホッと」では、高齢者・障害者の方々直面する問題について、法律相談を通して問題内容を把握した上、事案に応じた法制度を選択し問題の解決を図ります。

法律相談

高齢者、障害者の方々で財産や生活等でお困りの場合は、「ホッと」で法律相談窓口を設けておりますので、お気軽にご相談ください。

弁護士会館までご来所いただき相談を行う場合(来館相談)、相談料は無料です。ご来所いただくことが困難である等の事情のため、弁護士がご自宅等に伺って相談を実施する場合(出張相談)、原則として相談料が必要ですが、

まずは「ホッと」まで電話にてお問い合わせください。

後見、財産管理支援

一人で物事を判断することが困難、又は不安になった方のために、ご親族や弁護士がご本人を支援し、財産を管理する制度として、後見(成年後見・保佐・補助・任意後見)、財産管理支援があります。もっとも、複数の制度の中から、どれを選択すべきかは、事案によって異なります。相談の中で、弁護士が適切な制度選択についてアドバイスし、具体的な手続をお手伝いいたします。

虐待対応

残念ながら、高齢者や障害者が虐待の被害者となるケースは、未だに後を絶ちません。虐待されているかもしれない高齢者や障害者を発見した場合の関わり方について、取り得る手段、やらなければならないこととその法的根拠についてアドバイスし、虐待要因の解消に向けた活動をお手伝いいたします。



- 札幌弁護士会所属の弁護士が担当します。
- 「ホッと」への「来館相談」、障害などで来館できない方には「出張相談」があり、いずれも電話による受付を行っています。また、精神科病院に入院している患者さん等のために「精神保健出張相談」の受付も行っています。
TEL 011-242-4165
- 相談結果に応じて必要性がある場合、相談に対応した弁護士が依頼を受け、引き続き活動を行うことも可能です。

遺言

ご自身に万が一のことがあったとき、財産を誰に相続させるかは、原則、遺言によって自由に決められることになっています。もっとも、遺言にも複数の種類があり、また、せっかく遺言を作っても、内容に問題があると、無効になってしまったり、思いどおりの効果が生じなかったりすることもあります。どの種類の、どのような内容の遺言を作成するのかについては、法律的な観点が必要不可欠です。そこで、遺言を希望する方の意思を最大限実現できるような遺言の種類や遺言内容を弁護士が検討し、遺言書の作成を補助します。

介護・福祉支援業務

各種の社会福祉サービスを受ける場合、契約により、自らの選択に基づいてなされる時代になってきました。

このような社会福祉サービスを利用している、あるいはこれから利用しようとする高齢者・障害者の方々のご相談に応じ、各サービス機関との交渉、紛争の解決、不服がある場合の申立手続等を弁護士がお手伝いいたします。

精神保健支援業務

精神科病院への入院の必要がなくなっているのに退院させてくれない、病院内での扱いが不当である。こんな場合、入院している患者さん本人またはその親族等の方からの相談申込に対して、原則として、弁護士が病院まで赴いて患者さん本人との相談に応じます(精神保健出張相談)。出張費用・相談費用は、原則として無料です。

弁護士は、患者さんからの申し出に応じて、病院等との交渉や精神医療審査会への退院・処遇改善請求等の活動を行います。

